

お使いの馬用飼料にプロピオン酸類が含有されている場合は、その供給元の製造事業場に飼料製造管理者が設置されているか、御確認ください。（大手の配合飼料メーカーは問題ありません。）

畜産農家であっても、飼料を自ら配合する場合は飼料製造業者に該当します。

業種	取り扱う飼料	飼料製造業者
生産者 (馬肥育農家。飼料を他の生産者に販売する場合は、次の供給元にも該当)	市販の配合飼料を購入し給与	該当しない
	市販の配合飼料とその他の原料を混合し給与（自家配合）	該当する
	自ら原料を配合（自家配合）	該当する
馬肥育用飼料の供給元 (生産者に委託され飼料を配合する業者を含む。)	市販の配合飼料を購入し販売	該当しない
	市販の配合飼料とその他の原料を混合し販売（製造業）	該当する
	自ら原料を配合し販売（製造業）	該当する

防カビ剤のプロピオン酸類を含有する飼料を製造・販売する飼料製造業者は、事業場に飼料製造管理者を設置する必要があります。

飼料がプロピオン酸類を	飼料製造業者の業態	飼料製造管理者
含有する (原料として用いた市販の配合飼料に含まれている場合を含む。)	自家配合生産者 (自家消費のみ)	設置不要
	自家配合生産者 (他の生産者にも販売する)	設置必要
	製造業	設置必要
含有しない		設置不要

飼料製造管理者に自らなる、又は飼料製造管理者を設置するには満たすべき要件があります。

### 飼料製造管理者になるための資格（いずれか1つ）

獣医師又は薬剤師

大学等において薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学を修めて卒業したこと

飼料の製造の業務に3年以上従事し、かつ、農林水産大臣が定める講習会（※）の課程を修了していること

※（独）農林水産消費安全技術センターが開催する飼料製造管理者講習会（今年の開催は、10月19～23日。8月中旬までにお申し込みください。連絡先はこちら [http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2\\_koshu.html](http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2_koshu.html)）